

農政をめぐる情勢

目 次

I	TPP交渉をめぐる情勢	1
II	都市農業をめぐる情勢	12
III	農協改革をめぐる情勢	15

今月号のあらまし

I TPP交渉をめぐる情勢

2月4日、TPP参加各国はニュージーランドで協定に署名し、協定内容が確定した。

また、自民・公明両党はTPPの国会承認案と関連法案を審議する特別委員会を、3月中旬にも立ち上げる方針を確認した。承認案と関連法案の国会提出は3月上旬の見通しであるが、特別委員会での審議開始は28年度予算案成立後の4月になる見込みである。

また、TPP関連対策については、今秋までの積み残し課題の具体化に向け、輸出力強化WGや、規制改革会議での検討等が行われることとなっている。

II 都市農業をめぐる情勢

政府は、都市農業振興基本法に策定が定められている「都市農業振興基本計画（案）」を公表した。計画案では、都市農地を再評価し、都市農業の担い手や土地の確保、農業振興施策の本格展開を図るといった方向性とともにも政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策を示した。

計画案については、4月下旬の閣議決定を目指し、現在パブリックコメント中であり、今後は各省庁での審議などが予定されている。

III 農協改革をめぐる情勢

改正農協法の政省令が1月29日に公布された。パブリックコメントによる大きな変更はなかった。

今後、改正農協法等を踏まえ、総合的な監督指針の改正も予定されており、2月下旬には案が提出される見込みである。また、附則第51条に基づく調査については、2月下旬より、JA・担い手に対し、自己改革の実施状況に関する内容で行われる予定である。

I TPP交渉をめぐる情勢

— TPP参加12カ国が署名 国会承認手続き本格化へ —

1. TPP署名

- 2月4日、TPP交渉参加12カ国は、ニュージーランドのオークランドで協定に署名した。本署名により、TPP協定の条文は確定となった。日本からは、企業からの金銭授受疑惑を受けて辞任を表明した甘利TPP担当相に代わり、高鳥内閣府副大臣が参加した。なお、後任のTPP担当相は自民党の石原伸晃氏が務めることとなった。
- 各国は署名後、「TPPの全ての合意を公式なものにできることを光栄に思う」とする共同声明（別紙1）を発表した。今後、参加各国は国内承認手続きを本格化する見込みで、米国のフロマンUS TR代表は「TPPは米国経済に大幅に利益をもたらす。議会も承認してくれると確信している」と述べた。
- 署名式では、各国参加者により国内承認手続きをめぐる情勢が報告された。内容は以下の通り。

米 国	審議開始は大統領選（11月）以降との見方が強いが、承認時期は不透明
日 本	国会審議は16年度予算の成立が見込まれる4月以降に行われるが、承認時期は不透明
カナダ	「国内で幅広く議論する」との説明に留まる
メキシコ	上院での承認や、必要な法整備を年内には終える見通し
オーストラリア	2月第2週に承認案を提出、年内に承認される見通し
ニュージーランド	2月第2週に承認案を提出する。承認時期は不透明
マレーシア	議会承認済。今後数か月で法整備を行う
シンガポール	議会承認は不要で、法整備を年内に行う
ベトナム	2年以内には必要な手続きが完了する予定
ブルネイ	議会承認は不要、法整備には「時間がかかる」と説明
チリ	手続き完了の具体的時期は示さず
ペルー	手続き完了の具体的時期は示さず

- 署名を受け、安倍総理は「TPPは、日本の国家百年の計だ。今後、しっかりと日本の成長や国民の豊かさにつなげていきたい」、「農林水産業に対する対策もしっかりと行っていく考えだ」と述べた。

- なお、署名式に先立って交渉参加各国は、新たにTPPに参加を希望する加盟国の扱いを協議した。現在、韓国、タイ、台湾、フィリピン、インドネシアなどが関心をもっているとされているが、加盟には交渉参加12カ国との協議が必要となっている。

2. TPP承認をめぐる国会の動向

- 2月4日、TPP協定をめぐる国会審議が再開し、石原TPP担当相が初となる答弁を行った。石原大臣は、農家の不安払拭に注力する意向や、署名後は速やかに国会承認手続きに入る意向などを示した。ただし、7年後には関税の再協議に応じなければならないとする規定について質されると、「7年間は米をすぐ開放しろ、豚肉を全部入れろ、ということがないということだ」と、事実誤認ともとれる答弁を行うなど、不安が残る結果となった。
- 8日の衆院予算委員会では、交渉過程を明らかにすべしとの声に対し、石原TPP担当相は「交渉時のやり取りは明らかにしないと約束して交渉に臨んだ。相手国のある話は話せないのが大原則だ」と説明し、承認案の審議においても情報開示は行わない方針を示した。
- 自民・公明両党は2月10日、TPPの承認案を審議する衆院特別委員会を設置することで合意した。設置時期は3月中旬、委員長として西川元農林水産大臣を起用する方向で調整中とされる。新マルキンの法制化等、11本と言われている関連法案も、同委員会にて一体で審議する予定となっている。

3. TPP関連対策具体化等に向けた情勢

(1) 政府の動向

- 政府は1月22日、農林水産業・地域の活力創造本部（本部長＝安倍晋三首相）を開き、今秋をめどに具体化するとして積み残し課題としたTPP関連対策12項目のうち、戦略的な輸出促進を検討する場として「農林水産業の輸出力強化ワーキンググループ（WG）（座長：石原伸晃経済再生担当大臣）」の設置を決めた。
- 2月2日には、「農林水産業の輸出力強化WG」の初会合が開かれた。初会合では検討課題として、①TPP参加国等の具体的なニーズの把握、伸びそうな品目の分析、②ニーズに応える国内生産のあり方、生産サイドへのアドバイス体制、③流通・貿易会社と生産サイドの連携、④国内での輸出拠点構想、⑤検疫措置・放射性物質規制への対応強化を提示した。WGは2月から3月にかけて農林水産や食品・流通関係者からヒアリングを行い、その後6月の中間とりまとめに向け

て議論する。

- 一方、同12項目のうち、生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し、生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立については、産業競争力会議および規制改革会議で検討がなされることとなった。

また、その他9項目については、農林水産省を中心に検討されることとなった。

◆ 総合的なTPP関連政策大綱における検討の継続項目

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備2. 生産者の所得向上につながる生産資材（飼料、機械、肥料など）価格形成の仕組みの見直し3. 生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立4. 真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度の在り方の見直し5. 戦略的輸出体制の整備6. 原料原産地表示7. チェックオフ制度の導入8. 従前から行っている収入保険制度の導入に向けた検討の継続9. 農家が安心して飼料用米に取り組めるよう、食料・農業・農村基本計画に明記された生産努力目標の確実な達成に向け、生産性を向上させながら、飼料用米を推進するための取組方策10. 配合飼料価格安定制度の安定運営のための施策11. 肉用牛・酪農の生産基盤の強化策の更なる検討12. 農村地域における農業者の就業構造改善の仕組み |
|--|

- 政府各会議体における検討については、6月中に中間とりまとめが行われ、活力創造本部において了承される。そして、今秋を目途に、より具体化され、最終的には「農林水産業・地域の活力創造プラン（改訂）」に盛り込まれて、決定される。

- 産業競争力会議および規制改革会議については、先般の農協改革を主導したメンバーがおおむね留任しており、今後、両会議の動向に注視する必要がある。

< 政府の会議体および検討イメージ >



※自民党における検討との関係について、動向を注視する必要

○ 一方、消費者庁と農水省は1月29日、加工食品の原料原産地表示の拡大を議論する検討会の初会合を開いた。食品の生産、流通、消費に関わる団体の代表者らが委員として出席し、生産者側からは、国産原料を使った食品を選びたい消費者の要望に応えられるよう、表示対象の加工食品を増やすべきとの声が相次いだ。検討会は今後、月1回ほどの頻度で開かれ、今秋までに中間報告として、表示対象の具体的な拡大の方向性をまとめるとしている。

(2) 自民党の動向

○ 自民党は18日、TPPの中長期的な農業対策の決定に向け、農林水産業骨太方針策定プロジェクトチーム(PT、委員長＝小泉進次郎農林部会長)の初会合を開き、検討を開始した。

○ 小泉氏は会合で、①農業は衰退産業ではなく成長産業、②消費者・生活者の起点で考える、③今までの延長線上に日本農業の未来はない・・・の三つの考え方を重視して議論を進めると説明した。また、西川公也農林水産戦略調査会長は「秋口ま

でにまとめ、次年度の予算に反映させる」と語った。

- 同PTは、TPP関連対策12項目のうち6項目を受けて、A・B・Cの3班に分かれ検討を進めている。3月中にも論点整理を行い、その内容は夏の参院選公約に一部反映される見込みである。なお、同PTの開催状況は以下のとおりである。各PTでの議論の概要、出された意見は別紙2の通り。

<1月18日>	(A) 生産資材、流通・加工に関するヒアリング①
<1月21日>	(C) 農林水産物の輸出促進にかかる農水省の説明等
<1月22日>	(A) 生産資材、流通・加工に関するヒアリング②
<1月25日>	(B) 人材力の強化にかかる農水省の説明等
<1月28日>	(C) 農林水産物の輸出促進に関するヒアリング①
<1月29日>	(A) 生産資材、流通・加工に関するヒアリング③
<2月 1日>	(B) 人材力の強化に関するヒアリング
<2月 4日>	(C) 農林水産物の輸出促進に関するヒアリング②
<2月 5日>	(A) 生産資材、流通・加工に関するヒアリング④
<2月10日>	(B) 人材力の強化に関するヒアリング②
	(C) 農林水産物の輸出促進に関するヒアリング③

- 小泉農林部会長が担当を務めるAチームが最も頻繁に会議を開催しており、生産者および団体へのヒアリングを行っている。今後の日程ならびに具体的な検討の方向性は示されていないが、JAグループには2月半ば頃にヒアリングが行われると想定される。
- TPP関連対策のその他6項目については、農業者の就業構造改善の仕組みや収入保険制度等は、農業基本政策検討PT（座長：宮腰光寛衆議院議員）で、配合飼料価格安定制度の安定運営や、肉用牛・酪農の生産基盤強化策等は、畜産・酪農対策小委員会（委員長：坂本哲志衆議院議員）で検討されることとなっている。
- 農林水産業骨太方針策定PT、農業基本政策検討PT、畜産・酪農対策小委員会は、それぞれ異なる日程で動いているが、いずれも最終的には、政府の会議体と同様に、今秋に具体策を決定するとしており、その前段にある例年6月の政府の骨太方針、成長戦略、規制改革実施計画等において、政府・与党で検討方向の一定の調整が行われると想定される。

< 自民党の会議体および検討イメージ >



(3) JAグループの取り組み

- 政府はTPP関連対策の具体化に対しては、与党における農林水産業骨太方針策定PTを中心に議論をすすめるとしているが、生産現場では、政府の影響試算への疑問や、国内対策の実効性への不安があり、将来展望への悲観的な見方が広がっている。JAグループにおいては現場の声を受け止め、積極的に政策提案を行うとともに、農家所得の向上と地域農業の持続的発展を掲げるJA県大会決議の着実な実践に取り組む。

今後のスケジュール（想定）

	政府・国会等	自民党
2月	4日 TPP署名 上旬 税制改正法案提出 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 産業競争力会議 規制改革会議 輸出力強化WG </div> } 検討開始	(1月中旬～) 農林水産業骨太方針策定PTの検討 時期未定～ 農業基本政策検討PT、 畜産・酪農対策小委員会の検討
3月	下旬 予算・税制法案成立	中旬 TPP特別委設置 下旬 論点整理
4月	TPP協定案・関連法案審議	上旬 参院選公約発表
5月	26,27日 伊勢志摩サミット	
6月	1日 会期末 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 上中旬 「骨太方針」・「成長戦略」 ・「規制改革実施計画」の決定 </div>	(夏頃) TPP関連検討12項目等の考え方を 政府方針に反映
7月	参議院選挙	
8月	下旬 29年度農業関係予算概算要求	
秋	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> TPP関連対策の具体化 「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改訂 </div>	
年末	平成29年度農業関係予算案の決定	

環太平洋パートナーシップ閣僚声明（仮訳） 2016年2月4日

我々、オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国及びベトナムの閣僚は、本日、環太平洋パートナーシップに署名したことを発表できることを嬉しく思う。

5年以上の交渉の後、我々は、アジア太平洋地域にとって歴史的な成果を示すTPPの全ての合意を公式なものにできることを光榮に思う。

TPPは、世界で最も速く成長し、最もダイナミックな地域の一つにおいて貿易及び投資の新しい基準を設定する。我々署名国は、世界のGDPの約4割、8億人以上の市場及び約3分の1の世界の貿易を占める。我々の目標は、我々の国民すべての繁栄を強化し、雇用を創出し、持続可能な経済発展を促進することである。

協定の署名は、重要な節目であり、TPPの次の局面の始まりを示す。我々の焦点は、現在、各国の国内手続の完了に向けられている。

我々は、域内に渡る多くの他のエコノミーが表明している関心を認識する。この関心は、TPPを通じ、将来のより広範囲な経済統合のための高い基準を促すプラットフォームを創設するという我々の共有された目的を確認している。

P Tでの意見、議論の概要

1/18 (A) 生産資材、流通・加工に関するヒアリング①

- z 法人経営の担い手農家6人から、生産資材や流通・加工について意見を聴取。トラクターやコンバインなどの農機具、肥料や農薬の価格が高いとの意見が続出。「圧力がかかっている」など、JAグループへの批判の声。
- z 小泉委員長「課題をしっかりと調査し、現場の声に応えられるようにしたい」「団体側も含めて、多様な方々の意見を(P Tで)聞く。反論していただければいい」

1/21 (C) 農林水産物の輸出促進にかかる農水省の説明等

- z 輸出を農家の手取り向上につなげるため、流通や価格など輸出の構造的な課題を洗い出す必要性を確認。
- z 武部新氏「輸出ではもうからないという生産者の発想を変えないといけない。どこに問題があるか現状を把握する必要がある」
- z 野村哲郎氏「産地と輸出先の価格を調べ、どこが利益を得ているか調べるべきだ」
- z 小泉委員長「輸出に意欲がある人たちが必要だと思うことを行政がどう後押しできるのか」「全農が持っている力を最大限発揮した場合、最強の食の商社になる。持てる力をもっと生かしてもらいたい」

1/22 (A) 生産資材、流通・加工に関するヒアリング②

- z 法人経営の農業者から「生産資材価格」や「流通・加工」について聴取。配合飼料価格が高いと指摘されたJAが翌月から安い価格の配合飼料を供給した事例や消防法により牛舎に過度の防災施設が必要とされている実態が報告された。このほか、①海外に比べて農薬価格が高い、②市場流通の場合は大手小売店が値段を決めてしまっている、③JA内での異動が多く専門知識が身に付かない、などの意見。
- z 小泉委員長「(P TでJAへの要望が多くあがるのは) それだけ影響力が大きく、存在価値があるからだ」「(こうした提起で) 切磋琢磨が生まれる」「私たち政治がやるべきことは、1個1個の商品(の価格)を下げるのではなく、(そのための) 構造だ。よどみやパイプの詰りがあれば取り除く」

1/25 (B) 人材力の強化にかかる農水省の説明等

- z 農水省から担い手農家や新規就農者の現状、青年就農給付金や農の雇用事業などの施策についての説明。
- z 議員からは、農業大学校と農業高校の連携をはじめ、農水省と文科省が協力

して教育水準を高める必要性や、普及指導員やJA職員といった指導的立場にある人材、農家と消費者を結ぶコーディネーターらも併せて育成すべきだとの声。

- い 小泉委員長「(農政が) 変わらなければいけないというのを再認識した会議だった。(農業で) 稼げない状況を変えていかない限り、若い人が入ってくる業界にはできない」

1/28 (C) 農林水産物の輸出促進に関するヒアリング①

- い 農産物の輸出を実践する生産者やJAなどの意見を聴取。輸出先の国で和牛を模した牛肉が出回り、現地の消費者が混乱していることなどから国としての認定制度などを求める声や、国内流通量の調整弁として輸出を活用して収入増につなげている現状などを報告。
- い 小泉委員長「(各品目で) オールジャパンの体制をどうつくれるかが大切だ」

1/29 (A) 生産資材、流通・加工に関するヒアリング③

- い 生産資材や農産物の流通、販売を手掛ける企業からの意見を聴取。
- い 「㈱コメリ」: 物流拠点の整備や店舗の形態、扱う生産資材の統一化などで「資材の販売まで無駄なコストを1円も発生させない仕組みが農家に支持されている。」
- い 「㈱農業総合研究所」: 契約農家の産品をスーパーに直送、鮮度を強みに販売する事業を紹介。「農協が悪いとは一言も言っていない。重要なことは選択肢を作ることだ」
- い 小泉委員長「農協は農協の役割をしっかりと果たすことで民間とより良い関係を築くことができ、互いに切磋琢磨し、農業の成長産業化へつなげていくという機運を共有できた」

2/1 (B) 人材力の強化に関するヒアリング

- い 農業の人材育成をめぐり、生産現場の意見を聴取。農業以外の職業を経て就農した若手農家からは、就農前に経営学や会計、マーケティングなど営農技術以外についても学ぶ重要性を指摘する意見。

2/4 (C) 農林水産物の輸出促進に関するヒアリング②

- い 輸出事業者から取り組み状況や課題を聴取。輸出先国の卸に支払う手数料などの物流コストがかさみ、店頭価格が高値になってしまうことが販売面の課題だと指摘。
- い 小泉委員長「(事業者が輸出を伸ばせる環境整備が必要だとし) それが農業者にとっての収益のアップにつながる」

2/5 (A) 生産資材、流通・加工に関するヒアリング④

- z カゴメ、ニチレイ等の加工を手掛ける企業から意見聴取
- z 国の補助金で加工施設を整備したが、地場産原料を使用すべしとの要件が制約となって稼働率が上がらない等、国産原料の安定調達に向けた国の支援を求める声が相次ぐ。
- z 小泉委員長「補助金を使ったから今の農業があるんだという国民の理解を得られなかったら、農業は成長産業にならない」

2/10 (B) 人材力の強化に関するヒアリング②

- z 農業教育に携わる事業者や、学校教員から意見聴取
- z 陳述者から、人を育てる人材づくりの大切さ、生産者としての能力に加えて経営力を高める教育が重要との意見。
- z 青年給付金について、就農の支えになっているとする意見がある一方、一部からは「甘え」が生じる可能性も指摘。
- z 小泉委員長「突出したリーダーをつくるということは私も共感する。国がやるべき人材力強化の仕組みはどんなものが正しいのか、意見交換しながら議論していきたい」

2/10 (C) 農林水産物の輸出促進に関するヒアリング③

- z 輸出等関連団体・イオンリテールよりヒアリング
- z 検疫基準を満たすため、産地の事前指定や輸出先の検査官のチェックを受けする必要があり、産地の負担が大きいとの意見。
- z 小泉委員長「日本はまだ輸出の途上国。世界を取りに行くという気持ちをもちながら、輸出を後押しできるような国の施策を詰めていきたい」

Ⅱ 都市農業をめぐる情勢

— 都市農業振興基本計画（案）を公表 —

- 農水省と国土交通省は都市農業振興基本計画（案）を公表した（概要は別紙の通り）。1月30日からは、計画（案）についてパブリックコメントが開始されており、意見の受付期間は2月28日までとなっている。政府はパブリックコメント後、国交省の「新たな時代の都市マネジメント小委員会」での審議、農水省の「農業農村振興整備部会」の審議などを経て、4月下旬の閣議決定を目指すとしている。
- 計画案では、都市農地を再評価し、都市農業の担い手や土地の確保、農業振興施策の本格展開を図るといった方向性ととも政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策を示した。また、貸借される生産緑地の相続税納税猶予の在り方など、税負担の軽減策の検討を進めることも盛り込まれた。今後講じるべき施策として記載された内容は以下の通り。

農産物の供給機能の向上、担い手の育成・確保

- ・福祉、教育関連企業の関与の推進
- ・都市住民と共生する農業経営（農薬飛散防止対策など）への支援

防災、景観形成、国土・環境保全等の機能の発揮

- ・防災協力農地の普及
- ・屋敷林等で緑地保全制度の活用促進

的確な土地利用に関する計画の策定等

- ・保全すべき農地の市街化調整区域への編入の検討
- ・生産緑地の指定対象とならない500㎡未満の農地への対応

税制上の措置（課税の公平性の観点等も踏まえて以下を検討）

- ・市街化区域内農地（生産緑地を除く）の保有に係る税負担のあり方
- ・貸借される生産緑地等に係る相続税納税猶予のあり方

地元での農産物消費の促進

- ・直売所販売の効率的な流通体制の構築促進
- ・学校給食での地場農産物の利用へ、農家と関係者の連携強化

農作業体験のための環境整備等

- ・市民農園等の推進に知見を持つ専門家の派遣
- ・農業の学習拠点としての都市応援の位置づけを検討

学校教育での農作業体験の機会の充実等

- ・都市農業者等の学校への派遣拡大

国民の理解、関心の増進

- ・食と農に関する展示イベントの検討

- 都市農業振興における最大の課題である税負担の軽減について、計画案では、一定期間の農業経営の継続と農地としての管理・保全が担保されることが明確なものに限り、その保有にかかる税負担のあり方を検討することや生産緑地を貸借する場合の相続税の納税猶予のあり方を検討するとしている。これらは28年度税制改正大綱での検討項目にも盛り込まれている。
- このため、農水省と国交省は、税制改正後を見据え、運用の根拠法をつくる方針を明らかにしている。法律では、市町村が都市農業の振興計画を作成し、対象となる区域を指定し、その区域内の農家や農地の借り手が営農計画を作り、市町村から認定を受ける（認定後は一定期間の営農継続義務が課される）ことを要件に税負担を軽減するというもので、現在検討中とされる。本法律については、29年の通常国会への提出を目指すとしている。
- なお、地方版の基本計画の作成については、都市農業振興基本法において努力義務となっており、対応は各自治体に一任されている。各自治体は国の基本計画の策定完了を待つとの見方が強いが、JAグループは、国の基本計画が閣議決定されるタイミングに留意しながら、市町村や都道府県、地方議会に対し、地方版の計画策定を積極的に働き掛けていく。

現状

- 政策
 - ・市街化区域内の農地は「宅地化すべきもの」として位置付け
 - ・ただし、生産緑地は、緑地機能のほか、将来の公共施設用地としても評価して保全
 - ・主要な農業振興施策の対象外
- 税制
 - ・市街化区域内の農地の固定資産税は、宅地並評価・宅地並課税を基本
 - ・ただし、生産緑地は農地評価・農地課税（30年間の農地管理義務と開発規制）
 - ・生産緑地は終身営農を条件に相続税の納税猶予（貸借は原則不可）

状況の変化

- 食の安全への意識の高まり
 - ・地元産の「顔の見える」新鮮な農産物への評価
 - ・自ら作物を作りたいというニーズ
 - 都市住民のライフスタイルの変化や農業へ関心を持つリタイア層の増加
 - 学校教育や農業体験を通じた農業に対する理解と地域コミュニティ意識の高まり
 - 人口減少に伴う宅地需要の沈静化等による農地転用の必要性の低下
 - 東日本大震災を契機とした防災意識の向上による避難場所等としての農地の役割への期待
 - 都市環境の改善や緑のやすらぎ、景観形成に果たす役割への期待
- ↓
- 都市農業振興基本法の制定（H27.4）

【基本法の政策課題】

都市農業の多様な機能の発揮



都市農地がもたらす良好な景観（東京都世田谷区）

- ・農産物を供給する機能
- ・防災の機能
- ・良好な景観の形成の機能
- ・国土・環境の保全の機能
- ・農作業体験・交流の場の機能
- ・農業に対する理解醸成の機能

農業政策上の再評価

- ・都市農業の農家戸数、販売金額は全国の1割弱を占め、**食料自給率の一翼**を担う
- ・都市農業は都市住民の多様なニーズに応え、地産地消、体験農園、農福連携等の**施策のモデルを数多く輩出**
- ・我が国の農業を巡る国際環境が厳しくなる中、**農業や農業政策に対する国民的理解を醸成する身近なPR拠点**としての役割

都市政策上の再評価

- ・「集約型都市構造化」と「都市と緑・農の共生」を目指す上で**都市農地を貴重な緑地として明確に位置付け**
- ・都市農業を**都市の重要な産業**として位置付け
- ・農地が民有の緑地として適切に管理されることが**持続可能な都市経営**のために重要

都市農業振興に関する新たな施策の方向性

担い手の確保

- ・都市農業の安定的な継続のため、多様な担い手の確保が重要
- ・**営農の意欲を有する者（新規就農者を含む）**
- ・都市農業者と連携する**食品関連事業者**
- ・都市住民のニーズを捉えた**ビジネスを展開できる企業等**

土地の確保

- ・都市農地の位置付けを、「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと大きく転換し、計画的に農地を保全
- ・コンパクトシティに向けた取組との連携も検討
- ・都市農地保全のマスタープランの充実等**土地利用計画制度の在り方**を検討

農業施策の本格展開

- ・保全すべきとされた都市農地に対し、**本格的な農業振興施策が講じられるよう方針を転換**



露地栽培による障害者雇用農園（茨城県つくば市）

ポイント（留意点）

- 施策の対象区域
 - ・市街化区域のほか、緑辺の市街化調整区域を含む
 - ・地方公共団体が地域の実情に応じた具体のエリアで施策を実施
- 新たな都市農業振興と土地利用計画の制度
 - ・担い手に対する支援とその事業計画等を評価するための**公的関与の仕組み**
 - ・農地の貸借等を促進するための**制度的措置と遊休農地対策**
 - ・地方都市における**コンパクトシティ施策との連携**
- 税制上の措置
 - ・現行の税制上の措置が果たしている役割を評価した上で、以下の課題について課税の公平性等に配慮しつつ、政策的意義や土地利用規制を踏まえた税制措置を検討
 - ▶**保全すべき農地の資産価値や農業収入に見合った保有コストの低減**
 - ▶**生産緑地等を貸借する場合における相続税の納税猶予の適用除外**

【講ずべき施策】（特徴的なものを中心に記載）

- 農産物を供給する機能の向上並びに担い手の育成及び確保**
 - ・福祉や教育等に携わる民間企業による都市農業の振興への関与の推進
 - ・都市住民と共生する農業経営（農業飛散等対策）への支援策の検討
- 防災、良好な景観の形成並びに国土及び環境の保全等の機能の発揮**
 - ・防災協力農地の普及や地域防災計画への位置付けの推進
 - ・歴史的林等について、緑地保全制度の活用促進、地域住民による農業景観の保全活動の展開
- 的確な土地利用に関する計画の策定等**
 - ・将来にわたって保全すべき相当規模の農地については、市街化調整区域への編入（逆線引き）の検討
 - ・都市計画の市町村マスタープランや緑の基本計画に「都市農地の保全」を位置付け
 - ・生産緑地について、指定対象とならない500㎡未満の農地や「道連れ解除」への対応
 - ・新たな制度の下で、一定期間にわたる営農計画を地方公共団体が評価する仕組みと必要な土地利用規制の検討
- 税制上の措置**
 - ・新たな制度の構築に併せて、課税の公平性の観点等も踏まえ、以下の点について検討
 - ・市街化区域内農地（生産緑地を除く）の保有に係る税負担の在り方
 - ・貸借される生産緑地等に係る相続税納税猶予の在り方
- 農産物の地元での消費の促進**
 - ・直売所等で取り扱う農産物等についての効率的な物流体制の構築の推進
 - ・学校給食における地元産農産物の利用のため、生産者と関係者の連携を強化
- 農作業を体験することができる環境の整備等**
 - ・市民農園等の推進に向け、広報活動や体験プログラムの作成等に知見を有する専門家の派遣
 - ・都市住民が農業を学ぶ拠点としての都市公園の新たな位置付けを検討
 - ・福祉事業者等が農業参入時に必要となる技術・知識の習得等を支援
- 学校教育における農作業の体験の機会の充実等**
 - ・都市農業者等の学校への派遣の拡大と、統一的な教材の整備等を推進
- 国民の理解と関心の醸成**
 - ・食と農に関する様々な展示を行うイベントの仕組みの検討

Ⅲ 農協改革をめぐる情勢

— 改正農協法の政省令を公布 —

- 農水省は1月16日、改正農協法の政省令案のパブリックコメントを締め切った。提出意見および意見考慮結果は別紙の通りで、理事構成に関する質問が大宗を占めている。なお、政省令は29日に公布されたが、内容的に大きな変更はない。
- 「総合的な監督指針」の改正については、改正農協法等を踏まえ、現在農水省とJA全国中央会が協議を行っている。協議終了次第パブリックコメントが開始される予定で、時期は2月の下旬とされている。改正の主な論点は次の通り。

- ア. 事業目的規定の改正を踏まえた修正
- イ. 准組合員制度の運用の修正等
- ウ. 役員体制に関する修正・追加等（新たな理事構成要件に関する例外措置の手続きの追加など）
- エ. 人事ローテーションの緩和
- オ. ディスクロ誌のHPへの掲載の促進
- カ. 営農・経営支援の整備に関する修正
- キ. 販売・購買事業の取り組みに関する修正
- ク. 共同利用施設の有効活用に関する事項の追加
- ケ. 附則第51条に基づく自己改革に関する事項の追加
- コ. 規定削除に伴う地区重複農協の設立認可に関する事項の修正
- サ. 非常勤理事数増加の緩和
- シ. 新設された組織の再編・変更規定に関する事項の追加
- ス. 女性役員登用の促進に関する修正
- セ. 規定削除に伴う競業避止義務に関する記載内容の修正
- ソ. 中央会に関する事項の修正・削除（定款認可や合併関係を含む）

- 改正農協法の附則第51条に基づき、農水省は自己改革の実施状況や准組合員の調査を行うこととしている。准組合員の調査内容は未定とされているが、自己改革の実施状況の調査については、2月中下旬より、JA向け・担い手向けに実施するとしている。回答方法等の詳細については、実施に先立って示される見込みである。

御質問・御意見の概要	御質問・御意見に対する考え方
<p>【農業協同組合法施行規則第76条の2関係】 農業協同組合法第30条第12項で定める理事の要件は、JA以外の有線放送農業協同組合にも適用されるのか。 有線放送農業協同組合、ケーブルネット等の事業を行う専門農協については、この要件が、農業所得の増大につながるものとは考えられないことなどから、規制の例外とすべきではないか。</p>	<p>農協法第30条第12項及び施行規則第76条の2の規定は、全ての農協に適用されます。</p>
<p>農業協同組合法第30条第12項で定める理事の要件を、農畜産物の販売等に関し実践的な能力を有する者のみで満たすことは構わないか。</p>	<p>役員に占める認定農業者と実践的能力者の構成割合は、各農協の経営の方向性等を踏まえて、各農協において判断することになります。 なお、その理由等については、組合は、組合員等に十分説明する必要があります。</p>
<p>農業協同組合法第30条第12項の「実践的な能力を有する者」は抽象的なので、施行規則でより明確に規定すべきではないか。</p>	<p>「実践的な能力を有する者」に該当するかどうかは、各農協の経営の方向性等を踏まえて、各農協において判断することになります。 なお、その選任理由等については、組合は、組合員等に十分説明する必要があります。</p>
<p>施行規則第76条の2第1項第1号ハ、ヘ、チの「親族」の範囲はどこまで含まれるのか。「配偶者、6親等以内の血族、3親等以内の姻族」でよいか。</p>	<p>御指摘のとおりです。 ただし、施行規則第76条の2第1項第1号ハ、ヘ、チに該当するのは、単なる親族ではなく、認定農業者等の行う農業に従事し、その経営に参画する親族に限られます。</p>
<p>施行規則第76条の2第1項第1号ハの「農業に従事」する者には事務担当者も含まれるか。</p>	<p>認定農業者の行う農業の経営に参画せず、事務処理のみを行っている親族は、認定農業者に準ずる者に該当しません。</p>
<p>施行規則第76条の2第1項第1号ヘに掲げる者は、どのような者が該当するのか。各市町村で定める認証農業者は含まれるのか。</p>	<p>例えば、人・農地プランや畜産クラスター計画において地域の中心的な経営体として位置付けられた者が該当します。 市町村の定める認証農業者の制度の内容によりますが、市町村の計画に位置付けられた農業者であって当該農協の地区における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるものであれば該当します。</p>
<p>施行規則第76条の2第1項第1号ホの特定農業団体等には、転作受託組合も含まれるか。</p>	<p>農業経営基盤強化促進法第23条第4項に規定する特定農業団体その他の委託を受けて農作業を行う組織（地域における農地の利用の集積を確実に行うと見込まれること、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれることその他の農林水産省令で定める要件を満たすものに限り、法人を除く。）であれば含まれます。</p>

<p>施行規則第76条の2第1項第1号トに掲げる者は、どのような者が該当するのか。指導農業士以外はどのような者が該当するのか。</p>	<p>例えば、都道府県において指導農業士として認定された者が該当します。 なお、農業指導士、農業経営士などの名称は問いません。</p>
<p>施行規則第76条の2第1項第1号チに掲げる者は、どのような者が該当するのか。水準に到達しているかどうかの基準は何か。</p>	<p>認定農業者ではないものの、各市町村が定める基本構想に掲げられた経営規模や所得等の指標の水準に到達している者（いわゆる基本構想水準到達者）が該当します。</p>
<p>施行規則第76条の2第1項第1号リの組織は、構成員の過半が正組合員であればいいのか、100%正組合員で構成されていないといけないのか。 また、出荷者組織、JA内の一部地区における組織、農業組合等の集落組織（農協に置かれるものでないもの）は認められるのか。認められないとすれば認めるべきではないか。</p>	<p>農業の振興を目的とするものである必要があるため、正組合員のみで構成されることが原則です。 また、農協の地区の一部のみをカバーする組織でも該当しますが、農協に置かれる組織でないものは対象外です。</p>
<p>施行規則第76条の2第1項第1号リに関連し、生産部会の代表者だけでなく、代表者であった者や、代表者ではないがそれなりの役職にあるもの（あったもの）、部会等から推薦を受けた者も加えるべきではないか。</p>	<p>組織の意見を代表するという観点から、現に代表である者のみとしています。</p>
<p>施行規則第76条の2第1項第1号リの代表者が代表を退いた場合には、認定農業者に準ずる者に該当しなくなるのか。</p>	<p>該当しなくなります。</p>
<p>施行規則第76条の2第1項第3号と第4号で、承認と理由の公表の規定順が逆となっている理由はあるのか。</p>	<p>承認の対象の相違によるものです。</p>
<p>施行規則第76条の2第1項第4号のイ（特別な理由の公表）・ロ（農林水産大臣の承認）の要件は、どのような順序で満たせばよいのか。</p>	<p>特別な理由について農林水産大臣の承認を受け、当該承認を受けた特別な理由を公表することになります。</p>
<p>施行規則第76条の2第1項第4号イの特別な理由の公表の方法は、組合に委ねられるのか。</p>	<p>特別な理由の公表の方法は組合に委ねられますが、組合のホームページに掲載する等、広く一般に閲覧が可能な方法で公表する必要があります。</p>
<p>農業協同組合法に規定されている要件（原則）を満たす場合でも、別紙様式第6号（1）の業務報告書に「認定農業者に準ずる者」の記載は必要になるのか。</p>	<p>施行規則第76条の2の例外規定を適用しない場合は、認定農業者に準ずる者に該当する役員についての業務報告書への記載は必要ありません。なお、その場合であっても、任意でこれを記載することは問題ありません。</p>
<p>役員選任議案には、候補者が、認定農業者や実践的能力者に該当するか記載する必要があるのか。</p>	<p>各役員候補者が認定農業者や実践的能力者に該当するかどうかは、役員選任議案等を通じて組合員に周知する必要があります。</p>

<p>理事の（任期满了等による）全部改選時に要件が満たされていれば、その後要件を満たさなくなったとしても、次の改選時までは猶予するなど、柔軟な対応をすべきではないか。</p>	<p>速やかに法律の要件を満たすように対応することが基本となります。</p>
<p>理事の選任時には農業協同組合法に規定されている要件（原則）を満たしていたが、認定農業者の資格の変動等により、理事の任期途中で、この施行規則に規定されている要件（例外）を適用することは可能か。 また、可能な場合には、業務報告書の記載もそれに合わせて変えるのか。</p>	<p>可能です。 その場合には、直近の業務報告書に記載することになります。</p>
<p>国は、担い手の理事登用を促進する観点から、農業協同組合法に規定されている要件（原則）よりも、施行規則第76条の2第1項第1号の要件を満たすべきと考えているのか。</p>	<p>今回の農協法改正は、農業所得の増大に向けて、農協が自立した経済主体として農業者にメリットのある事業運営ができるようにすることを目的としており、どの要件を満たすかは、各農協の経営の方向性等を踏まえて、各農協においてよく話し合っって判断する必要があります。</p>
<p>理事の定年制を採用しているJAでは、認定農業者が少ない場合の判断に関し、定年年齢を超えた認定農業者を除外して計算すべきではないか。</p>	<p>法第30条第12項では認定農業者の年齢までは考慮していません。</p>
<p>理事体制については、現行の地区選出の方法が大きく変わることがないように、地域の現状等を考慮した柔軟な対応をお願いします。</p>	<p>今回の農協法改正は、農業所得の増大に向けて、農協が自立した経済主体として農業者にメリットのある事業運営ができるようにすることを目的としており、役員を選出方法についても、法改正の目的を踏まえた役員体制となるよう御検討いただきたいと考えています。</p>
<p>【同施行規則第98条、第222条関係】 資本取引の会計処理を適正化するため、資本剰余金を「資本準備金」と「その他資本剰余金」に区分すべきはないか。</p>	<p>農業協同組合法においては、出資一口の金額の減少等の資本取引によって生じた額は資本準備金に積み立てることとし、その取崩しは損失の填補に限定しており、会社法のように配当可能財源として「その他資本剰余金」の科目は設けていません。</p>
<p>【同施行規則第144条関係】 公認会計士監査が導入されることにより、行政検査の内容は変わるのか。</p>	<p>外部監査が全国中央会による監査から会計監査人（公認会計士又は監査法人）による監査に変更されても行政検査の考え方は変わりません。</p>
<p>【同施行規則第148条、第153条関係】 附属明細書に関する会計監査人の適正性の判断と、監事の適正性の意見の表明は重複しているのではないか。</p>	<p>施行規則第148条における附属明細書は計算書類の附属明細書であり、第153条における附属明細書は事業報告の附属明細書であることから、会計監査人と監事の意見の表明について重複す</p>

	るものではありません。
<p>【同施行規則第239条等関係】 農協中央会の一般社団法人への組織変更については、商業登記法上どのように扱われるのか。</p>	<p>存続中央会が組織変更する場合の登記については、存続中央会等の組織変更の登記に関する政令に規定することとしており、同政令において、組織変更前の法人について解散の登記、組織変更後の法人について設立の登記をすることとしています。</p>
<p>【同施行規則第241条関係】 改正案には賛成。公認会計士試験合格者等は、農業協同組合監査士試験において、会計監査の科目免除をしたほうがよいのではないか。</p>	<p>施行規則第241条第2項において、公認会計士であって、公認会計士又は監査法人における組合を担当する部課に一年以上在籍し、組合の監査事業の実務についての補習を受けたこと等に該当した場合、農業協同組合監査士とみなすこととしています。</p>
<p>【農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第50条、第51条及び第57条関係】 農業協同組合法第49条第1項の改正に伴い、改正が必要ではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ修正します。</p>
<p>【その他】 全国中央会の廃止に伴い、定款を自己責任で変更することは可能か。</p>	<p>従前どおり、各組合の責任で定款変更は可能です。ただし、定款変更には引き続き行政庁の認可が必要です。</p>
<p>都道府県ごとに許認可の対応などに差があるので、統一性を持たせてほしい。</p>	<p>監督指針によって対応しています。</p>
<p>有線放送農業協同組合の場合、正組合員と准組合員の利用規制の在り方はどのようなものになるのか。</p>	<p>准組合員の事業利用の規制の在り方については、改正法施行後、5年間、正組合員及び准組合員の組合の事業の利用状況並びに改革の実施状況について調査を行った上で決定することとしています。</p>

農政をめぐる情勢

平成28年2月24日

180部

編集・発行

愛知県農業協同組合中央会

〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目3番8号

電話 052 (951) 6944

〈ファクシミリ 052 (957) 1941〉

印刷 有限会社 トリム

電話 052 (505) 7422

〈ファクシミリ 052 (505) 7485〉